

一般名処方について

当院が発行する院外処方箋は、患者さんへの適切な薬剤の処方や、保険薬局との協力推進などの観点から、一般名にて処方を行っております。

Q: 一般名処方とは？

A: 医薬品を、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することです。

厚生労働省が示している記載方法に準じて、

【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます。

Q: 一般名処方のメリットは？

A: 「一般名処方」で記載された院外処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

病院長